

大田市公告 第 9 2 号

令和 7 年 6 月 27 日付けで公告した「令和 7 年度 道路橋定期点検業務委託(その 1)」について、下記のとおり修正します。

令和 7 年 7 月 2 日

大田市長 楫 野 弘 和

記

修正箇所	2. 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）	
修正後	配置技術者	1. 管理技術者として、次の①から④のいずれかの要件を満たす資格保有者を配置すること。 ①技術士または認定技術管理者（建設部門、または農林部門） ②R C C M（建設部門、または農林部門） ③国土交通省登録技術者資格の資格保有者 ④建設部門等の技術士（または認定技術管理者）及びR C C Mと同等の能力と経験を有する技術者 2. 照査技術者として、次の①から④のいずれかの要件を満たす資格保有者を配置できること。 ①技術士または認定技術管理者（建設部門、または農林部門） ②R C C M（建設部門、または農林部門） ③国土交通省登録技術者資格の資格保有者 ④建設部門等の技術士（または認定技術管理者）及びR C C Mと同等の能力と経験を有する技術者 3. 配置技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（本件の競争参加資格申請日以前に 3 ヶ月以上）にあること。 4. 配置技術者は、契約日時点で配置できる技術者とする。なお、競争参加確認申請書を提出する時に、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（2 名まで）を提出することができる。

		5. 落札後、事業の実施にあたって、競争参加確認申請時に提出した配置技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。なお、落札後において、配置予定技術者の配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば、契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。
修正前	配置技術者	1. 管理技術者として、次の①から④のいずれかの要件を満たす資格保有者を配置すること。 ①技術士または認定技術管理者（建設部門、または農林部門） ②R C C M（建設部門、または農林部門） ③国土交通省登録技術者資格の資格保有者 ④建設部門等の技術士（または認定技術管理者）及びR C C Mと同等の能力と経験を有する技術者 2. 照査技術者として、次の①から④のいずれかの要件を満たす資格保有者を配置できること。 ①技術士または認定技術管理者（建設部門、または農林部門） ②R C C M（建設部門、または農林部門） ③国土交通省登録技術者資格の資格保有者 ④建設部門等の技術士（または認定技術管理者）及びR C C Mと同等の能力と経験を有する技術者 3. 測量業務の主任技術者として、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に定められた測量士の資格を有する者を配置すること。 4. 配置技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（本件の競争参加資格申請日以前に 3 ヶ月以上）にあること。 5. 配置技術者は、契約日時点で配置できる技術者とする。なお、競争参加確認申請書を提出する時に、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（2 名まで）を提出することができる。 6. 落札後、事業の実施にあたって、競争参加確認申請時に提出した配置技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。なお、落札後において、配置予定技術者の配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば、契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。

